

独立保証業務実施者の限定的保証報告書

2026 年 8 月 24 日

EPS ホールディングス株式会社
代表取締役
巖 浩 殿

株式会社サステナビリティ会計事務所
代表取締役 福島 隆史



1. 目的

当社は、EPS ホールディングス株式会社（以下、「会社」という）からの委嘱に基づき、2025 年 9 月期の会社国内グループおよび海外事業会社※の温室効果ガス排出量 Scope1：42 t-CO₂e、Scope2（マーケット基準）：1.79 kt-CO₂e、Scope2（ロケーション基準）：1.74 kt-CO₂e、会社国内グループの Scope3（カテゴリー1,2,3,4,5,6,7,13,15 計）：23.2 kt-CO₂e に対して限定的保証業務を実施した。本保証業務の目的は、温室効果ガス排出量が、会社の定める算定方針に従って算定されているかについて保証手続を実施し、その結論を表明することにある。温室効果ガス排出量は会社の責任のもとに算定されており、当社の責任は独立の立場から結論を表明することにある。

※ EPS AMERICAS CORP, Total Trial Management Consulting Co., Ltd. の 2 社

2. 保証手続

当社は、国際保証業務基準 ISAE3000 ならびに ISAE3410 に準拠して本保証業務を実施した。

当社の実施した保証手続の概要は以下のとおりである。

- ・ 算定方針について担当者への質問
- ・ 算定方針の検討
- ・ 算定方針に従って温室効果ガス排出量が算定されているか、試査により入手した証拠との照合並びに再計算の実施

3. 結論

当社が実施した保証手続の結果、温室効果ガス排出量が会社の定める算定方針に従って算定されていないと認められる重要な事項は発見されなかった。

会社と当社との間に特別な利害関係はない。

以上